

朝霞市

# 令和7年度(2025年度) 朝霞市指定家庭保育室・ 認可外保育施設のご案内

令和7年(2025年)5月発行



©むさしのフロントあさか

朝霞市こども・健康部保育課

☎463-2836 (保育係)

☎463-6720 (保育支援係)

# 目 次

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 幼児教育・保育の無償化 .....                  | 3  |
| 認可外保育施設等の無償化 .....                 | 3  |
| 無償化の対象となる認可外保育施設等 .....            | 3  |
| 保育の必要性の認定の申請 .....                 | 4  |
| 保育の必要な事由とその証明書 .....               | 4  |
| 認可外保育施設（家庭保育室を含む）の無償化の給付の受給方法 ...  | 5  |
| 朝霞市指定家庭保育室のご案内 .....               | 6  |
| • 朝霞市指定家庭保育室とは .....               | 7  |
| • 入室方法 .....                       | 8  |
| • 保育時間・保育料等 .....                  | 8  |
| • 朝霞市家庭保育室保護者負担軽減費補助金の交付要件 .....   | 8  |
| • 朝霞市家庭保育室保護者負担軽減費補助金の申請方法 .....   | 10 |
| • 「朝霞市家庭保育室保護者負担軽減費補助額 一覧」 .....   | 11 |
| • 「朝霞市家庭保育室保護者負担軽減費補助額 一覧」の見方..... | 12 |
| • 一時保育について .....                   | 13 |
| 市内指定家庭保育室紹介 .....                  | 14 |
| • 駅前本町エンゼル保育室 .....                | 15 |
| 市外指定家庭保育室紹介 .....                  | 16 |
| • ミルキッズ家庭保育室（新座市） .....            | 17 |

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 認可外保育施設のご案内 .....           | 18 |
| • 認可外保育施設とは .....           | 19 |
| • 入所要件、入所方法、保育時間、保育料等 ..... | 19 |
| • 企業主導型保育施設とは .....         | 19 |
| • 朝霞市私立保育園就園費等補助金 .....     | 19 |
| • たまご第1保育園（企業主導型保育施設） ..... | 20 |
| • ママズスマイル朝霞店（一時保育専門） .....  | 21 |
| よい保育施設の選び方 十か条 .....        | 22 |
| ベビーシッターなどを利用するときの留意点 .....  | 23 |



## ◆幼児教育・保育の無償化

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を目的として、令和元年10月から、3歳児クラス<sup>※</sup>以上の児童と、市町村民税非課税世帯の3歳児クラス<sup>※</sup>未満を対象に、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

無償化の対象となるのは、保育所および小規模保育事業（以下「認可保育園」という。）、認定こども園、新制度の幼稚園のほか、新制度未移行の幼稚園（朝霞市内の8園はこちらに該当）、認可外保育施設などの保育料についてであり、給食費（一部例外あり）や教材費については、保護者が負担する必要があります。

**無償化の給付を受けるには、保護者が居住する市区町村から、給付のための「認定」を受ける必要があります。**

※ 「3歳児クラス」とは、その年度を迎えた時点（4月1日時点）で満3歳となっている児童のことをいいます。

【例】令和7年度（2025年度）3歳児クラス

⇒生年月日が令和3年4月2日から令和4年4月1日までの児童

## ◆認可外保育施設等の無償化

認可外保育施設等<sup>※1</sup>の無償化の給付を受けるためには、「保育の必要な事由<sup>※2</sup>」が必要です。

保育の必要な事由があることの「認定」を保護者が居住する市区町村に対して申請し、その市区町村から認定を受けることで、無償化の給付の対象となることができます。

保育の必要な事由がない場合、施設を利用することができても、認可外保育施設等の無償化の給付の対象とはなりません。

また、認可保育園、認定こども園、幼稚園（一部幼稚園を除く）等を利用している方が認可外保育施設等を利用した場合は、無償化の給付の対象とはなりません。

| 対象児童                               | 無償化の給付内容         |
|------------------------------------|------------------|
| 3歳児クラス以上                           | 月額 37,000 円まで無償化 |
| 市町村民税非課税世帯 <sup>※3</sup> の3歳児クラス未満 | 月額 42,000 円まで無償化 |

※1 「認可外保育施設等」とは、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業およびファミリー・サポート・センター事業をいいます。

※2 「保育の必要な事由」は、父母それぞれに必要となります。詳細は、4ページをご覧ください。

※3 令和7年度4月から8月までは令和6年度市町村民税額、令和7年度9月から3月までは令和7年度市町村民税額が非課税の世帯が対象となります。

## ◆無償化の対象となる認可外保育施設等

朝霞市では、児童福祉法に基づく届出がなされ、国と同等の基準を満たしている施設等を無償化の対象としています。

施設が国と同等の基準を満たしていない場合は、保護者が保育の必要性の認定を受けている場合でも**無償化の対象とはなりません。**

なお、この案内に掲載されているすべての施設は、国と同等の基準を満たし、無償化の対象となる施設です。また、無償化の対象となる他の認可外保育施設等は、市ホームページで公示しています。

## ◆保育の必要性の認定の申請

保育の必要性の認定の申請にあたっては、以下の書類をご提出ください。

| 認定区分 | 児童のクラス   | 提出書類                                                                                     |
|------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2号認定 | 3歳児クラス以上 | 『施設等利用給付認定申請書』（以下「認定申請書」という。）<br>＋ 『保育の必要な事由の証明書※ <sup>1</sup> 』                         |
| 3号認定 | 3歳児クラス未満 | 『認定申請書』 ＋ 『保育の必要な事由の証明書※ <sup>1</sup> 』<br>＋ 『市町村民税非課税証明書※ <sup>2</sup> ※ <sup>3</sup> 』 |

※1 世帯の状況により、申請に必要な証明書が異なります。詳細は、以下「◆保育の必要な事由とその証明書」をご覧ください。

※2 令和7年度4月から8月までの認定には令和6年度、令和7年度9月から3月の認定には令和7年度の市町村民税非課税証明書が必要となります。

※3 令和6年1月1日時点で朝霞市に住民登録を有する方は、朝霞市において課税の状況を確認できるため提出は不要です。

## ◆保育の必要な事由とその証明書

| 事由    | 内 容                                                                   | 期 間                              | 添付書類                                                                 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 労働    | 常時※ <sup>1</sup> 仕事をしている場合                                            | 事由に該当する間                         | 就労証明書※ <sup>2</sup> ※ <sup>3</sup>                                   |
| 妊娠・出産 | 母親が妊娠中 または 出産直後で、子どもを保育できない場合                                         | 出産月および産前2か月、<br>産後2か月の合計5か月間     | 母子手帳の写し 等<br>(母の氏名と出産予定日<br>を確認できる資料)                                |
| 疾病・障害 | 病気、負傷 または 心身に障害があるため子どもの保育ができない場合                                     | 事由に該当する間                         | 診断書※ <sup>3</sup> または<br>障害者手帳等の写し                                   |
| 介護・看護 | 病気、負傷 または 心身に障害のある親族などがいるため、常時※ <sup>1</sup> その人の介護または 看護をしなければならない場合 | 事由に該当する間                         | 被介護者の診断書 または<br>障害者手帳、介護認定証等の<br>写し および 介護・看護状<br>況申告書※ <sup>3</sup> |
| 求職活動  | 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合                                            | 入所日から起算して90日を経過<br>する日の属する月の末日まで | 求職活動・起業準備状況<br>申告書兼誓約書※ <sup>3</sup>                                 |
| 就学・訓練 | 常時※ <sup>1</sup> 就学もしくは職業訓練を受けている場合                                   | 事由に該当する間                         | 在学証明書（合格通知）<br>の写し および 時間割<br>等の写し                                   |
| その他   | 市長が認める他の事由に類する状態にあるため、子どもの保育ができない場合                                   | 事由に該当する間                         | 保育課 保育支援係まで<br>ご相談ください。                                              |

※1 「常時」とは、保育の必要な事由に要する時間が、月64時間以上のことをいいます。

※2 自営業（個人事業主）の方については、就労証明書のほか、自営であることが分かる書類（直近年度の確定申告等の写し または 開業届の写し及び直近1か月の収入が確認できる書類）の提出が必要です。

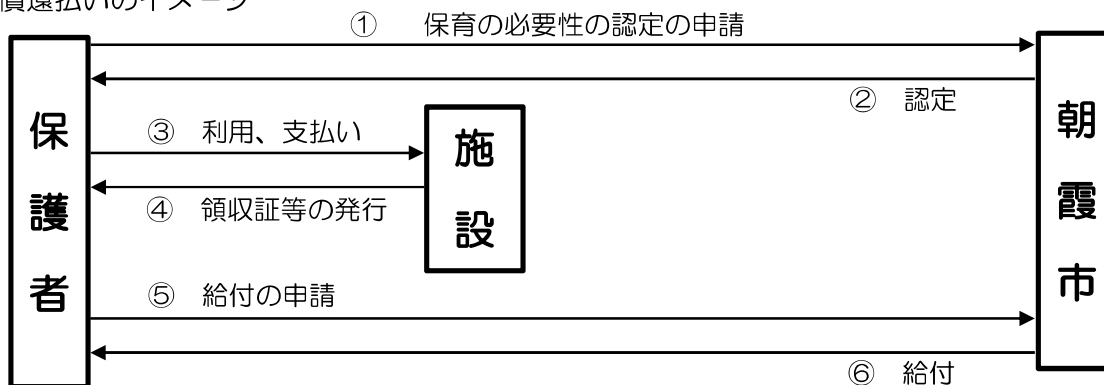
※3 これらの書類は、朝霞市指定書式でご用意ください。別の書式では保育の必要性の審査ができず、再提出が必要となる場合があります。書式は市ホームページから取得できます。

#### ◆認可外保育施設（家庭保育室を含む）の無償化の給付の受給方法

無償化の給付は、「償還払い」となります。一度、施設等に保育料を全額お支払いいただき、施設等利用費請求書（償還払い用）に施設等利用費請求金額内訳書、施設から発行された領収証および提供した保育の内容の証明書を添付し、利用年度内に朝霞市保育課まで提出してください。

なお、施設等利用費請求書（償還払い用）および施設等利用費請求金額内訳書は、市ホームページにも掲載しています。

※ 償還払いのイメージ



# 朝霞市指定家庭保育室のご案内



## ◆朝霞市指定家庭保育室とは

朝霞市指定家庭保育室とは、保護者の労働や病気などの理由により、家庭内で保育が困難となる0歳児クラス（生後2か月以上）から2歳児クラスまでの児童を保育する認可外保育施設のうち、下記の指定基準を満たすものとして朝霞市が指定する施設をいいます。

埼玉県内の朝霞市外の施設から、指定を受けるための申請があった場合は、指定基準を満たし、かつ、当該施設が所在する市町村からの指定を平成26年3月31日以前に受けていれば、調査の上で朝霞市の指定家庭保育室となります。

※令和7年度：市内1か所、市外1か所

※受け入れできる年齢（月齢）は、家庭保育室によって異なります。

| 区 分                        | 家庭保育室の指定基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設 備                        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童の保育を行う部屋（以下「保育室」という。）は、原則として1階に設けること。</li> <li>2 保育室の面積は、児童1人当たり3.3㎡以上であること。</li> <li>3 屋外遊び場として適当な場所が敷地内または付近にあること。</li> <li>4 衛生的な給食設備、安全な便所等の設備を有すること。</li> <li>5 定期的に消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の点検および避難訓練が行われていること。</li> </ol>                                                                                 |
| 保 育 従 事 者 の<br>資 格 お よ び 数 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育従事者は、保育士、看護師または准看護師の資格を有し、健康で児童の保育に専念できる者またはそれ以外の者で育児の経験を有し、市長が適任と認めた者とする。ただし、1施設について2人以上とする。</li> <li>2 保育従事者1人につき保育できる児童の数は、0歳児については3人以内、1歳児および2歳児については6人以内とする。</li> <li>3 保育従事者の有資格者（保育士、看護師または准看護師をいう。）の数は、保育従事者の必要数の3分の1以上（小数点1桁以下切上げ）とする。</li> <li>4 保育にあたり、保護者との契約を誠実に履行できる資質および能力を備えていること。</li> </ol> |
| そ の 他                      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 家庭保育室は家庭保育室の定める休室日を除いて毎日保育を提供すること。</li> <li>2 保育時間は原則として1日11時間とする。ただし、状況に応じて保護者と協議の上、伸縮することができる。</li> <li>3 保育料は、子どものための教育・保育給付費国庫負担金の保育単価を超えないものとする。</li> <li>4 家庭保育室は、傷害保険および賠償責任保険に加入しなければならない。</li> </ol>                                                                                                   |



## ◆入室方法

保護者と家庭保育室の直接契約となります。

入室方法は、各家庭保育室にお問い合わせください。（１５ページ、１７ページ参照）

## ◆保育時間・保育料等

各家庭保育室で保育時間（原則１日１１時間）、保育料、給食費、入室料等を定めています。

詳しくは各家庭保育室にお問い合わせください。

## ◆朝霞市家庭保育室保護者負担軽減費補助金の交付要件

下記の①～③を全て満たす場合に補助金を交付します。

- ① 朝霞市に住民登録を有している
- ② 在籍している児童の保護者が下記のいずれかの「保育の必要な事由」に該当している
- ③ ひと月の半数を超える期間、在籍している

### ○保育の必要な事由

| 事由    | 内 容                                                                   | 期 間                          |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 労働    | 常時 <sup>※</sup> 仕事をしている場合                                             | 事由に該当する間                     |
| 妊娠・出産 | 母親が妊娠中 または 出産直後で、子どもを保育できない場合                                         | 出産月および産前２か月、<br>産後２か月の合計５か月間 |
| 疾病・障害 | 病気、負傷 または 心身に障害があるため子どもの保育ができない場合                                     | 事由に該当する間                     |
| 介護・看護 | 病気、負傷 または 心身に障害のある親族などがいるため、常時 <sup>※</sup> その人の介護 または 看護をしなければならない場合 | 事由に該当する間                     |
| 災害復旧  | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合                                           | 事由に該当する間                     |
| 求職活動  | 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合                                            | 入所日から起算して９０日を経過する日の属する月の末日まで |
| 就学・訓練 | 常時 <sup>※</sup> 就学もしくは職業訓練を受けている場合                                    | 事由に該当する間                     |
| 支援家庭  | 子どもへの虐待や配偶者からのDVのおそれがある場合                                             | 事由に該当する間                     |
| 育児休業  | 育児休業取得時に、既に家庭保育室等を利用しており、継続利用が必要な場合                                   | ９ページ参照                       |
| その他   | 市長が認める他の事由に類する状態にあるため、子どもの保育ができない場合                                   | 事由に該当する間                     |

※ 「常時」とは、保育の必要な事由に要する時間が、月６４時間以上のことをいいます。

### 【育児休業について】

#### ◆育児休業中に入室する場合

育児休業の取得中に入室する場合、ひと月の半数を超える期間在籍しており、かつ、入室希望日の月末までに育児休業を満了しなければ、補助金の交付対象となりません。

#### ◆出産に伴う在室児（出産日以前の入室児童）の取り扱いについて

入室後、2子以降の出産による育児休業中における在室児童の補助金交付対象期間は、出生児童が1歳になった年度末の翌月末（4月末）までとなります。

※育児休業を取得せず退職される場合でも、出産後に復職の意思がある場合に限り、出生児童が1歳となった月末まで、補助金を交付します。



# ◆朝霞市家庭保育室保護者負担軽減費補助金の申請方法

下記の必要書類確認表を参考に、家庭保育室に申請書類を提出してください。

児童1人につき、1部ずつの提出が必要となります。

〈必要書類確認表〉

| 対象             |                                                | 必要書類                                                                 | チェック欄 |   |    |    |
|----------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-------|---|----|----|
|                |                                                |                                                                      | 父     | 母 | 祖父 | 祖母 |
| 申請書            | 全員                                             | 家庭保育委託申請書兼家庭保育室保護者負担軽減費補助金交付申請書※1                                    |       |   |    |    |
| 保育の必要な事由の証明書※1 | 労働（内定）をしている方                                   | 就労証明書※3                                                              |       |   |    |    |
|                | 自営の方                                           | 就労証明書※3および自営であることが分かる書類（直近年度の確定申告書等の写し または 開業届の写し及び直近1か月の収入が確認できる書類） |       |   |    |    |
|                | 求職中（起業の準備を含む）の方                                | 求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書※3                                                 |       |   |    |    |
|                | 出産予定の方                                         | 母子健康手帳の写し等（出産予定日と母の氏名が確認できる書類）                                       |       |   |    |    |
|                | 就学（内定）をしている方                                   | 在学証明書（合格通知）の写しおよび時間割等の写し                                             |       |   |    |    |
|                | 病気や障害がある方                                      | 診断書または障害者手帳等の写し                                                      |       |   |    |    |
|                | 介護をしている方                                       | 被介護者の診断書※4または障害者手帳、介護認定証の写しおよび介護・看護状況申告書※3                           |       |   |    |    |
| 補助額算定資料※2      | 令和7年度4～8月に保育室に在籍し、かつ令和6年度（非）課税証明書が朝霞市で発行できない方  | 令和6年度市町村民税（非）課税証明書※5※7                                               |       |   |    |    |
|                | 令和7年度9～3月に保育室に在籍し、かつ令和7年度（非）課税証明書が朝霞市で発行できない方  | 令和7年度市町村民税（非）課税証明書※6※7                                               |       |   |    |    |
| その他            | 令和6年度（令和7年度9～3月に入室する方は令和7年度）住民税が非課税の方          | 施設等利用給付認定申請書                                                         |       |   |    |    |
|                | 兄弟姉妹が幼稚園等に通園している方（朝霞市指定家庭保育室、認可保育園に通園の場合は提出不要） | 保育室等在園証明書※3                                                          |       |   |    |    |
|                | 生活保護を受給している方                                   | 生活保護受給証の写し                                                           |       |   |    |    |
|                | 離婚を前提に別居中の方                                    | 離婚調停（裁判）を証明する書類                                                      |       |   |    |    |

※1 保育の必要な事由の証明書は、父母が対象となります。有効期限は、証明日からおおむね3か月とします。

※2 補助額算定資料は、父母および生計・世帯を同一にしている祖父母が対象となります。

※3 朝霞市指定書式でご用意ください。別の書式では保育の必要性の審査ができず、再提出が必要となる場合があります。書式は市ホームページから取得できます。

※4 被介護者の診断書の様式は問いません。

※5 令和6年度市町村民税（非）課税証明書とは、令和5年1月1日から12月31日までの収入に対し課税された内容をいいます。令和6年1月1日時点で国外に居住していたなどの事由により、国内で課税がされていない場合は、令和5年中の収入が確認できる書類（給与明細等）で代替できます。

※6 令和7年度市町村民税（非）課税証明書とは、令和6年1月1日から12月31日までの収入に対し課税された内容をいいます。令和7年1月1日時点で国外に居住していたなどの事由により、国内で課税がされていない場合は、令和6年中の収入が確認できる書類（給与明細等）で代替できます。

※7 市県民税特別徴収額通知書では、正確な課税額が確認できない場合があるため、市町村民税（非）課税証明書の代替とはなりません。

◆「朝霞市家庭保育室保護者負担軽減費補助額 一覧」

(月額)(単位:円)

| 階層区分 | 世帯および税区分                                     | 補助額<br>(千円未満切捨て) | 2子以上の補助額<br>(千円未満切捨て) |
|------|----------------------------------------------|------------------|-----------------------|
| A    | 生活保護世帯等<br>※別途「無償化の給付」が月額42,000円まで給付されます。    | 11,000           | 11,000                |
| B    | 市町村民税非課税世帯<br>※別途「無償化の給付」が月額42,000円まで給付されます。 | 11,000           | 11,000                |
| C1   | 均等割額のみ                                       | 47,000           | 50,000                |
| C2   | 所得割課税額が 2,200 円未満                            | 46,000           | 50,000                |
| C3   | 所得割課税額が<br>2,200 円以上 4,400 円未満               | 45,000           | 49,000                |
| C4   | 所得割課税額が<br>4,400 円以上 6,600 円未満               | 45,000           | 49,000                |
| C5   | 所得割課税額が<br>6,600 円以上 21,000 円未満              | 43,000           | 48,000                |
| C6   | 所得割課税額が<br>21,000 円以上 39,000 円未満             | 41,000           | 47,000                |
| C7   | 所得割課税額が<br>39,000 円以上 75,000 円未満             | 37,000           | 45,000                |
| C8   | 所得割課税額が<br>75,000 円以上 111,000 円未満            | 32,000           | 43,000                |
| C9   | 所得割課税額が<br>111,000 円以上 147,000 円未満           | 26,000           | 40,000                |
| C10  | 所得割課税額が<br>147,000 円以上 183,000 円未満           | 20,000           | 36,000                |
| C11  | 所得割課税額が<br>183,000 円以上 219,000 円未満           | 15,000           | 34,000                |
| C12  | 所得割課税額が<br>219,000 円以上 246,000 円未満           | 11,000           | 32,000                |
| C13  | 所得割課税額が<br>246,000 円以上 264,000 円未満           | 7,000            | 30,000                |
| C14  | 所得割課税額が<br>264,000 円以上 282,000 円未満           | 7,000            | 29,000                |
| C15  | 所得割課税額が<br>282,000 円以上 318,000 円未満           | 7,000            | 29,000                |
| C16  | 所得割課税額が<br>318,000 円以上 360,000 円未満           | 7,000            | 28,000                |
| C17  | 所得割課税額が<br>360,000 円以上 410,000 円未満           | 7,000            | 28,000                |
| C18  | 所得割課税額が<br>410,000 円以上 460,000 円未満           | 7,000            | 27,000                |
| C19  | 所得割課税額が<br>460,000 円以上 510,000 円未満           | 7,000            | 27,000                |
| C20  | 所得割課税額が<br>510,000 円以上                       | 7,000            | 26,000                |

## ◆「朝霞市家庭保育室保護者負担軽減費補助額 一覧」の見方

各階層により、補助額が異なります。補助額は、児童の扶養者である父母および生計・世帯を同一にしている祖父母の市町村民税額（税額控除前）ならびに家庭保育室の保育料に基づき決定します。

令和7年度4月分から8月分 ⇒ 令和6年度市町村民税額を基に決定します。

令和7年度9月分から3月分 ⇒ 令和7年度市町村民税額を基に決定します。

※住宅借入金等特別控除や配当控除、外国税額控除、寄附金控除等がある場合は、控除前の税額を適用します。

※補助額の算定対象期間に国外に居住していたなどの事由により、国内で課税がされていない場合は、課税申告に必要な資料を全て提出していただき、課税担当課へ確認のもと、市町村民税額を推算して補助額を算定します。

※補助額算定資料が未提出の場合、最低額7,000円（C20階層）で補助決定する場合があります。

### 1 家庭保育室の保育料（給食費含む）が53,000円以上の場合

11ページに記載されている各階層区分ごとの補助額となります。

### 2 家庭保育室の保育料（給食費含む）が53,000円を下回る場合

#### ① 市町村民税非課税世帯（A階層・B階層）の場合

11,000円を補助し、かつ、家庭保育室の保育料（給食費含む）から11,000円を差し引いた保育料の額を無償化の給付として給付します。

#### ② 市町村民税課税世帯（C1階層～C20階層）の場合

家庭保育室保育料と、各階層区分の認可保育園等の保育料※の差額（千円未満切捨て、最低補助額7,000円）が補助額となります。

※認可保育園等の保育料は、「令和7年度 幼稚園・認定こども園・保育園等のご案内」の72ページをご覧ください。

|                                  |               |           |
|----------------------------------|---------------|-----------|
| (例)階層がC10の方で、家庭保育室保育料が45,000円の場合 |               |           |
| (第1子の場合)                         |               |           |
| 家庭保育室保育料 (A)                     | 認可保育園等保育料 (B) | 補助額 (A-B) |
| 45,000円                          | 33,700円       | 11,000円   |
| (第2子の場合)                         |               |           |
| 家庭保育室保育料 (A)                     | 認可保育園等保育料 (B) | 補助額 (A-B) |
| 45,000円                          | 16,800円       | 28,000円   |

※同一世帯に下記の対象施設を利用している児童が2人以上いる場合、第2子以降は「2子以上の補助額」が該当となります。

- ・家庭保育室
- ・保育園等
- ・認定こども園
- ・企業主導型保育施設
- ・幼稚園
- ・学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍している場合
- ・児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を利用している場合
- ・児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援を利用している場合
- ・児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍している場合

## ◆一時保育について

保護者の労働や病気などの理由で、家庭での保育が一時的に困難な児童を時間単位で預けることができます。また、一時保育を実施する市内の家庭保育室（15ページを参照）に補助金を交付しています。そのため、保護者の方は、家庭保育室が定める一時保育利用料から補助額を差し引いた金額で利用することができます。お申込みは家庭保育室へお問い合わせください。

※ 市外の指定家庭保育室については、本補助金の対象となりません。

※ 朝霞市に住民登録を有していない場合は対象となりません。

### ○補助の対象について

・ 0～2歳児

・ 月64時間未満の労働、病気・看護・災害・冠婚葬祭などの緊急の事由、および在宅家庭保護者のリフレッシュの事由による利用

※常時、家庭保育室を利用している方（月半数以上の利用があり、補助金を受け取っている方）は、一時保育での補助金は対象外です。

### ○補助額について

・ 30分200円（一律）

※上限 53,000 円／月

メモ欄

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

# 市内指定家庭保育室紹介



# 駅前本町エンゼル保育室

代表者 小野寺 寛

|         |                                                         |     |                     |
|---------|---------------------------------------------------------|-----|---------------------|
| 所在地     | 朝霞市本町2-4-7 曽根田ビル2F                                      |     |                     |
| 電話番号    | 070-3156-0160                                           |     |                     |
| メールアドレス | ekimaehoncyo@bj.wakwak.com                              |     |                     |
| ホームページ  | <a href="https://miharakai.jp">https://miharakai.jp</a> |     |                     |
| 開設年月日   | 平成31年4月1日                                               |     |                     |
| 開所日     | 月曜日から土曜日まで                                              |     |                     |
| 休所日     | 日曜日・年末年始・国民の休日に関する法律に規定する日                              |     |                     |
| 開所時間    | 午前7時～午後7時                                               |     |                     |
| 保育時間    | 午前8時～午後6時                                               |     |                     |
| 延長保育時間  | 午前7時～8時／午後6時～7時                                         |     |                     |
| 定員・受入年齢 | 定員                                                      | 13人 | 受入年齢 0歳児（生後2か月）～2歳児 |
| 一時保育    | 実施あり                                                    |     |                     |

## ◆ 園の特徴

### <保育内容>

0歳児…ひとりひとりの生活を把握して、健康・安全面に気をつけて保育します。

1歳児…自ら進んで行う気持ちを持たせます。

2歳児…基本的な生活習慣を身につけ、遊ぶ楽しさを教えます。

### <給食>

手作りのお弁当を提供しています。

好き嫌いなく何でも食べられるように、メニューも豊富です。

アレルギー食、宗教食の対応をしています。

### <年間行事> ※行事は変更になる場合があります。

運動会、クリスマス会、おゆうぎ会（2歳児）、収穫体験、お別れ遠足

## ◆ 保育理念・保育目標

- 1 子どもの個性を伸ばし節度ある子どもを育てる。
- 2 健康で明るく豊かな心を持つ子どもを育てる。
- 3 色々な行事を経験しながら季節感を知り、乳幼児期に必要な運動を十分に取り入れ健康的な身体づくりを行う。

## ◆ 保育料（月額）

| 0歳児     | 1歳児     | 2歳児     |
|---------|---------|---------|
| 70,000円 | 70,000円 | 70,000円 |

## ◆ 保育料に含む経費

なし

## ◆ 保育料（月額）以外の経費

| 項目   | 金額／支払回数（頻度）等            |
|------|-------------------------|
| 入会金  | 30,000円／入園時             |
| 延長料金 | 600円／30分（延長保育時間に利用した場合） |
| 主食代  | 4,000円／月                |
| 冷暖房費 | 1,500円／7回（7～9月・12～3月）   |
| 教材費  | 0～1歳児：400円／月 2歳児：600円／月 |
| 設備費  | 10,000円／年（2年目以降）        |

## ◆ 一時保育利用料 1時間 900円（※）

※一時保育の補助金の対象となる方は、上記金額から補助額を差し引いた金額で請求されます。

詳しくは、13ページをご覧ください。



# 市外指定家庭保育室紹介



## ミルキッズ家庭保育室

代表者 山崎 憲子

|                                                                                                              |                                 |         |      |                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|---------|------|----------------|
| 所 在 地                                                                                                        | 新座市野火止5－6－24                    |         |      |                |
| 電 話 番 号                                                                                                      | 048－478－9513                    |         |      |                |
| メールアドレス                                                                                                      | なし                              |         |      |                |
| ホ ー ム ペ ー ジ                                                                                                  | なし                              |         |      |                |
| 開 設 年 月 日                                                                                                    | 平成25年10月1日                      |         |      |                |
| 開 所 日                                                                                                        | 月曜日～土曜日 ※土曜日は要相談                |         |      |                |
| 休 所 日                                                                                                        | 日曜日・年末年始・国民の休日に関する法律に規定する日      |         |      |                |
| 開 所 時 間                                                                                                      | 午前7時30分 ～ 午後6時30分               |         |      |                |
| 保 育 時 間                                                                                                      | 午前8時30分 ～ 午後4時30分               |         |      |                |
| 延長保育時間                                                                                                       | 午前7時30分 ～ 8時30分／午後4時30分 ～ 6時30分 |         |      |                |
| 定員・受入年齢                                                                                                      | 定 員                             | 6人      | 受入年齢 | 0歳児（生後2か月）～2歳児 |
| 一 時 保 育                                                                                                      | 実施なし                            |         |      |                |
| <div>◆ 園の特徴</div> <div>清潔な明るい環境で、大切なお子様をお預かりします。</div> <div>広いお庭で元気ハツラツ！</div> <div>季節に応じた楽しい時間を提供します。</div> |                                 |         |      |                |
| <div>◆ 保育理念・保育目標</div> <div>一人一人の個性を大切に、成長に応じたきめ細かい保育をモットーとします。</div>                                        |                                 |         |      |                |
| ◆ 保育料（月額）                                                                                                    |                                 |         |      | ◆ 保育料に含む経費     |
| 0歳児                                                                                                          | 1歳児                             | 2歳児     | なし   |                |
| 60,000円                                                                                                      | 60,000円                         | 60,000円 |      |                |
| ◆ 保育料（月額）以外の経費                                                                                               |                                 |         |      |                |
| 保育料以外の経費はありません。                                                                                              |                                 |         |      |                |

# 認可外保育施設のご案内



### ◆認可外保育施設とは

認可外保育施設とは、児童を保育している施設のうち、児童福祉法や就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）に基づく認可を受けていない施設を総称したものです。居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）も児童福祉法に基づく認可を受けていない場合は、認可外保育施設として扱われます。

認可外保育施設を設置した場合は、児童福祉法に基づく届出が義務付けられており、届出があった施設については、朝霞市が指導、監督を行っています。なお、指導、監督の結果は、市ホームページで公表しています。

### ◆入所要件、入所方法、保育時間、保育料等

各認可外保育施設で、入所要件、入所方法、保育時間、保育料等を定めています。詳しくは、各認可外保育施設にお問い合わせください。

### ◆企業主導型保育施設とは

企業が事業所内保育施設として設置した施設です。従業員の子どもの他に、「地域枠」として従業員以外の地域の子どもを受け入れている施設もあります。

各保育施設で、入所要件、入所方法、保育時間、保育料等を定めています。詳しくは、各保育施設にお問い合わせください。

育児休業中に「労働」の認定を受けて、入室をされた方については、入室月の月末までに育児休業を満了する必要があります。

## たまご第1 保育園（企業主導型保育施設）

代表者 株式会社ユア 代表取締役 渡邊 佑太

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                       |          |                       |               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|----------|-----------------------|---------------|
| 所 在 地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 朝霞市溝沼 7-6-26 1F                       |          |                       |               |
| 電 話 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 080-4295-8762                         |          |                       |               |
| ホ ー ム ペ ー ジ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | https://your-corp.jp/places/tamago    |          |                       |               |
| 開 設 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 2018 年 7 月 1 日                        |          |                       |               |
| 開 所 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 月曜日～土曜日                               |          |                       |               |
| 休 所 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 日曜日・年末年始・祝日                           |          |                       |               |
| 開 所 時 間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 7 時 30 分～19 時 30 分                    |          |                       |               |
| 保 育 時 間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 8 時 00 分～19 時 00 分                    |          |                       |               |
| 延 長 保 育 時 間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 7 時 30 分～8 時 00 分/19 時 00 分～19 時 30 分 |          |                       |               |
| 定員・受入年齢                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 定 員                                   | 60 名     | 受入年齢                  | 0 歳 6 ヶ月～2 歳児 |
| 一 時 保 育                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | なし                                    |          |                       |               |
| <div>◆ 園の特徴</div> <div>○たまご第 1 保育園は TMG あさか医療センターで働く保護者と近隣のお子さまをお預かり出来る企業主導型保育園です。</div> <div>○保育理念のもとユアの保育では、3 つの「想い」を大切にします。</div> <div>○「想いつき」を促す保育</div> <div>・様々な保育の活動を通じ、見て、触れて、感じて子ども達の想いつきやひらめき、想像力を育みます。</div> <div>○「想い出」に残る保育</div> <div>・幼児期に育まれた全てのことを、物、形、記憶として次世代へ繋げていける保育を目指します。</div> <div>○「想いやり」を育む保育</div> <div>・人と人との繋がりを大切にし、自分を大切にしながらも他人を優先できる人になれるよう、優しさ、親切心、想いやりの心を育みます。</div> |                                       |          |                       |               |
| <div>◆ 保育理念・保育目標</div> <div>「その子らしさ」を尊重し、想いが溢れる子ども達を育てます。</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                       |          |                       |               |
| <div>◆ 保育料（月額）</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                       |          | <div>◆ 保育料に含む経費</div> |               |
| 0 歳児                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 1 歳児                                  | 2 歳児     | 昼食代、午前・午後おやつ代         |               |
| 50,000 円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 50,000 円                              | 50,000 円 |                       |               |
| <div>◆ 保育料（月額）以外の経費</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                       |          |                       |               |
| 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 金額／支払回数（頻度）等                          |          |                       |               |
| 延長料金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 1,000 円/30 分（年齢問わず）                   |          |                       |               |
| 散歩用帽子                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 984 円（園児 1 名につき）                      |          |                       |               |

# ママズスマイル朝霞店（一時保育専門）

代表者 C u c a 株式会社 代表取締役 廣川 誠志

|         |                                                                 |     |                      |
|---------|-----------------------------------------------------------------|-----|----------------------|
| 所在地     | 朝霞市西弁財 1-5-13 岳尾ビル 2 階                                          |     |                      |
| 電話番号    | 048-424-3996                                                    |     |                      |
| ホームページ  | <a href="https://mamas-smile.com/">https://mamas-smile.com/</a> |     |                      |
| 開設年月日   | 平成30年2月1日                                                       |     |                      |
| 開所日     | 平日、土曜日、日曜日、祝日（土曜日、日曜日、祝日は事前予約制。）                                |     |                      |
| 休所日     | 不定休（施設にお問い合わせください。）                                             |     |                      |
| 通常保育時間  | 午前10時～午後5時                                                      |     |                      |
| 延長保育時間  | 上記の時間以外の保育を希望する場合は、要相談。                                         |     |                      |
| 定員・受入年齢 | 定員                                                              | 10人 | 受入年齢 0歳児（生後3か月）～12歳児 |

## ◆ 園の特徴

- ・1時間から利用できる「託児に理由・罪悪感はいらない」をモットーにしたアットホームな託児所です。
- ・ママでもパパでも誰でも自分のために時間を使うことに「罪悪感」はいりません。
- ・自分の時間が欲しい、一人になりたい時、ありませんか。
- ・託児中は子どもたちが楽しく過ごせるような環境づくりを目指しています。
- ・異年齢のお友達で遊べるのでお互いに刺激があるのが魅力です。
- ・平日は当日のご予約も承りますのでお気軽にご来店ください。
- ・9,900 円のチケットをご利用し、お得に利用できます！ご不明な点などございましたらご相談ください。



| ◆ 保育料      |                         | ◆ 保育料に含む経費 |
|------------|-------------------------|------------|
| 利用料        | 900円／1 時間（以降450円／30分）   | なし         |
| 当日料金       | 450円／保育料のトータル金額にプラスして請求 |            |
| ◆ 保育料以外の経費 |                         |            |
| 項目         | 金額／支払回数（頻度）等            |            |
| 登録保険料      | 550円／月                  |            |
| 0歳児保育費     | 450円／保育料のトータル金額にプラスして請求 |            |
| 土日祝日料金     | 450円／保育料のトータル金額にプラスして請求 |            |
| 食事アシスト料    | 450円／1 世帯（未就学児のみ）       |            |
| 時間外保育料     | 450円／30分                |            |

※ 当日予約は、前日の午後2時までとなります。

※ 上記の金額はチケット利用時の料金となります。

チケットを利用されない場合は10～17時のご利用は750円/30分、それ以外の時間は1500円/30分となります。また、各オプション料金は750円となります。

## よい保育施設の選び方 十か条

※厚生労働省HP 抜粋

- 一 まずは情報収集を
  - ・市区町村の保育担当課で、情報の収集や相談をしましょう
- 二 事前に見学を
  - ・決める前に必ず施設を見学しましょう
- 三 見た目だけで決めないで
  - ・キャッチフレーズ、建物の外観や壁紙がきれい、保育料が安いなど、見た目だけで決めるのはやめましょう
- 四 部屋の中まで入って見て
  - ・見学のときは、必ず、子どもたちがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう
- 五 子どもたちの様子を見て
  - ・子どもたちの表情がいきいきとしているか、見てみましょう
- 六 保育する人の様子を見て
  - ・保育する人の数が十分か、聞いてみましょう
  - ・保育士の資格を持つ人がいるか、聞いてみましょう
  - ・保育する人が笑顔で子どもたちに接しているか、見てみましょう
  - ・保育する人の中には経験が豊かな人もいるか、見てみましょう
- 七 施設の様子を見て
  - ・赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか、また、子どもが動き回れる十分な広さがあるか、見てみましょう
  - ・遊び道具がそろっているかを見て、また、外遊びをしているか聞いてみましょう
  - ・陽あたりや風とおしがよいか、また、清潔か、見てみましょう
  - ・災害のときのための避難口や避難階段があるか、見てみましょう
- 八 保育の方針を聞いて
  - ・園長や保育する人から、保育の考え方や内容について、聞いてみましょう
  - ・どんな給食が出されているか、聞いてみましょう
  - ・連絡帳などでの家庭との連絡や参観の機会などがあるか、聞いてみましょう
- 九 預けはじめてからもチェックを
  - ・預けはじめてからも、折にふれて、保育のしかたや子どもの様子を見てみましょう
- 十 不満や疑問は率直に
  - ・不満や疑問があったら、すぐ相談してみましょう、誠実に対応してくれるでしょうか

## ベビーシッターなどを利用するときの留意点

※こども家庭庁 HP 抜粋

### 1. まずは情報収集を

ベビーシッターを利用するには、事業者申し込み、所属するベビーシッターが派遣される方法と、マッチングサイトを通じてベビーシッター個人に利用者が直接依頼する方法があります。保育料の安さや手軽に頼めるかという視点ではなく、信頼できるかどうかという視点で、ベビーシッター事業者の情報を収集しましょう。マッチングサイトを通じての利用の場合は特に詳細に情報収集を行い、マッチングサイトのガイドライン適合状況調査サイトを確認しましょう。情報収集にあたっては、都道府県や市町村の情報、公益社団法人全国保育サービス協会に加盟している会社のリストなどを活用しましょう。一時預かりが必要な場合やひとり親への様々な支援が必要な場合は、ベビーシッターの利用に限らず、市町村に相談しましょう。

### 2. 事前に面接を

ベビーシッターの派遣を事業者依頼する場合、ベビーシッターに対する希望を明確に伝えましょう。派遣される予定のベビーシッターと事前に面談を希望する場合は、事業者に出向いてください。マッチングサイトを通じて依頼する場合には、インターネットの情報だけを頼りにするのではなく、実際に子どもをベビーシッターに預ける前に必ずベビーシッターと面会し、子どもを預かる方針や心構えなどについて質問して、信頼に足る人物かどうかを確認しましょう。また、子どもを預ける際には、必ず事前に面会したベビーシッター本人に直接子どもを預けるようにしましょう。

### 3. 事業者名、氏名、住所、連絡先の確認を

実際に子どもをベビーシッターに預ける際には、事業者名、ベビーシッターの氏名、住所、連絡先を必ず確認しましょう。その際、ベビーシッターの身分証明書を提示してもらうようにしましょう。マッチングサイトを通じての利用の場合には、マッチングサイトで公開されている保育者の情報を再度確認するとともに、都道府県等に事業者としての届出をしているかも確認するといいいでしょう。

### 4. 保育の場所の確認を

保育の場所が子どもの自宅以外である場合は、事前に見学して、子どもの保育に適切な場所かどうかを確認しましょう。

### 5. 資格や研修受講状況の確認を

ベビーシッターが保育士や認定ベビーシッター（※）の資格を持っている場合は、保育士登録証や認定ベビーシッター資格登録証の提示を求めて確認しましょう。保育に関する研修を受けているかどうかを確認してもいいでしょう。

※「認定ベビーシッター」とは、公益社団法人全国保育サービス協会が、ベビーシッターとして必要な専門知識及び技術を有すると認定した人です。詳しくは、全国保育サービス協会HPの資格認定制度のサイトを参照してください。

### 6. 保険の確認を

万が一の事故に備えて、保険に加入しているかやその内容、金額を確認しましょう。ベビーシッターを派遣した事業者やマッチングサイトの運営者等にも同様に確認しましょう。

### 7. 預けている間もチェックを

子どもをベビーシッターに預けている間も、子どもの様子を電話やメールで確認するようにしましょう。カメラなどで子どもの様子を見たいと保育者に伝えてもいいでしょう。

### 8. 緊急時における対応を

預けている子どもの体調が急変するなどの緊急事態が生じた際に、ベビーシッターからすぐに連絡を受けることができるような体制を整えましょう。

### 9. 子どもの様子の確認を

ベビーシッターから子どもの引き渡しを受ける際、どんなことをして遊んだのかといった保育の内容や預かっている間の子どもの様子について、ベビーシッターから報告を受けましょう。

子どもの様子次第では、お子さん本人にも確認しましょう。

### 10. 不満や疑問は率直に

ベビーシッターに対する不満や疑問が生じた場合は、ベビーシッターを派遣した事業者やマッチングサイトの運営者等にすぐ相談しましょう。内容によっては、事業者等ではなく、都道府県や市町村の保育担当部署、地域の消費生活センターなどに相談しましょう。



This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no text or other markings on the paper.



— 誰にでもできること —

虐待かもしれないと思ったとき、気になる親子、心配な家庭に気づいたときは、  
こども未来課または児童相談所まで連絡してください。（連絡したあなたの秘密は守られます）  
※今まさに虐待されていると感じたら、迷わずに110番通報して下さい。

|            |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| 朝霞市こども未来課  | 048-463-0364（月～金 午前8時30分～午後5時15分） |
| 所沢児童相談所    | 04-2992-4152（月～金 午前8時30分～午後6時15分） |
| 全国共通児童ダイヤル | 189（月～金 午前8時30分～午後6時15分）          |

※お住まいの地域の児童相談所につながります。（一部 IP 電話を除く）

【園職員にも通告義務があります】

虐待と思われる事実を確認したときは、こども未来課または児童相談所に通告します。

令和7年（2025年）度 朝霞市指定家庭保育室・認可外保育施設のご案内

— 令和7年（2025年）5月発行 —

|     |                                                       |
|-----|-------------------------------------------------------|
| 発 行 | 朝霞市こども・健康部保育課                                         |
| 所 在 | 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号                                       |
| 電 話 | 保育係       ：048-463-2836（直通）<br>保育支援係：048-463-6720（直通） |